

◎新潟県告示第442号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)			(略)		
規則第6条第1項第3号	(略)	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	規則第6条第1項第3号	(略)	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
		(略)			(略)
(略)			(略)		